

総 説

1 学習指導要領改訂の背景

子どもたちに、情報化やグローバル化など急激な社会変化の中でも、未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることができる学校教育を実現する。

社会に開かれた教育課程の実現

- よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む。
- 学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、枠組みを改善する。

「次世代の学校・地域」創生プランとの連携

「次世代の学校・地域」創生プラン

平成27年度12月にとりまとめられた中央教育審議会の次の3つの答申の具体化を推進するために策定された。

- ・チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について
- ・新しい時代の教育や地方創世の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について
- ・これからの学校教育を担う教員の資質能力について～学び合い、高め合う教員養成のコミュニティの構築に向けて～

中央教育審議会答申 平成27年12月

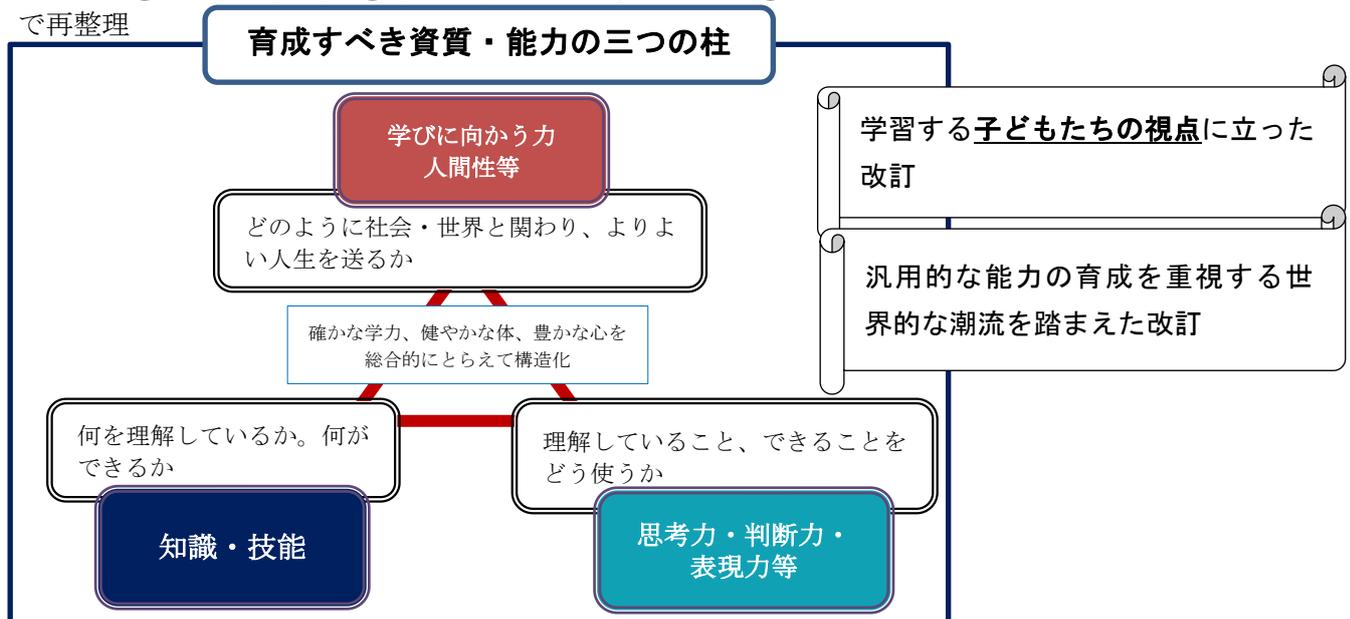
2 学習指導要領改訂の基本方針

(1) 基本的な考え方

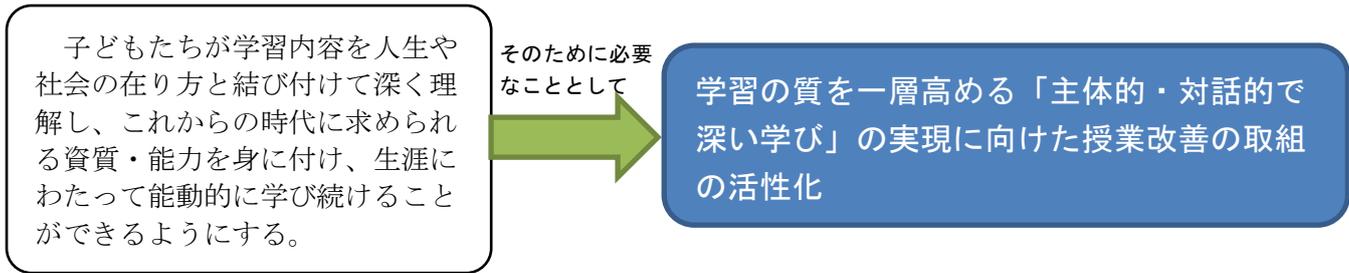
- ア これまでの学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成する。
- イ 平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成する。
- ウ 道徳教育の充実や体験活動を重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する。

(2) 育成を目指す資質・能力（「何ができるようになるのか」）の明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、すべての教科等を ①知識及び技能 ②思考力、判断力、表現力等 ③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理



(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進



(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することが必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが必要。

(5) 教育内容の改善事項

- 言語能力の確実な育成 ○理数教育の充実 ○伝統や文化に関する教育の充実
- 道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○外国語教育の充実
- その他の重要事項
 - ・幼稚園教育要領 ・初等中等教育の一貫した学びの充実 ・主権者教育 ・消費者教育
 - ・安全・防災教育などの充実 ・情報活用能力 ・**子どもたちの発達の支援**

子どもたちの発達の支援

- 学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について小学校段階から明記 ○特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成 ○各教科等における学習上の困難さに応じた指導の工夫 ○日本語の習得に困難のある児童・生徒や不登校の児童・生徒への教育課程
- 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程についての規定

3 授業時数等教育課程の基本的枠組み（学校教育法施行規則 第51条関係別表第1）

区分	各教科等の授業時数														特別活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	特別の教科である道徳	外国語活動	習得的な時間	総合的な学習		
第1学年	306		136		102	68	68		102		34			34	850	
第2学年	315		175		105	70	70		105		35			35	910	
第3学年	245	70	175	90		60	60		105		35	35	70	35	980	
第4学年	245	90	175	105		60	60		105		35	35	70	35	1015	
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	70	35		70	35	1015	
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35		70	35	1015	

(備考)

- 1 この表の授業時間数の1単位時間は45分とする。
- 2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く）に充てるものとする。
- 3 第50条第2項の場合において、特別の教科である道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2から別表第2の3まで及び別表第4の場合においても同様とする。）